

市長の資産を公開します

前橋市長の資産等の公開に関する条例の規定により、市長の資産等報告書を次のとおり閲覧に供することとします。

- 日時 令和6年6月17日（月） 午前8時30分から
- 場所 情報公開コーナー（市役所2階）
- 内容 資産等報告書は、市長の任期開始の日である令和6年2月28日において有する資産（土地・建物などの不動産、預貯金、有価証券、自動車・美術工芸品等の動産、ゴルフ場利用権、貸付金、借入金）について記載されたものです。
- 備考 (1) 報告書の閲覧は、どなたでもできます。
(2) 閲覧可能な時間は、土日祝日及び年末年始を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までです。
(3) 市長の資産公開の制度については行政管理課に、報告書等の記載内容については秘書広報課秘書係にお問い合わせください。

本件に関するお問い合わせ先

行政管理課 文書法規係

電話 内線 / 3533

外線 / 027-898-6533